

## 第9章 資料

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策

特別措置法に基づく届出施設数

1-1 大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設、粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業

(令和2年3月31日現在)

(1)ばい煙発生施設

令別表第1の番号	施設種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	ボイラー(熱風ボイラーを含む)	4,203	886	109	682	1,020	1,248	100	215	944	1,115	166	1,110	650	219	12,667
2	水性ガス、油ガス発生用ガス発生炉、加熱炉									1	2					3
3	金属精錬、無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結						1				3					4
4	金属製錬用溶鉱炉、転炉、平炉(14項を除く)										3					3
5	金属精製、鑄造用溶融炉(こしき炉、14項、24項から26項を除く)	7	1		4	2					23		2			39
6	金属鑄造、圧延、熱処理用加熱炉	10									138		1	2		151
7	石油製品等加熱炉										40					40
8	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔										2					2
8-2	石油ガス洗浄装置付属硫黄回収装置のうち燃焼										4					4
9	窯業製品製造用焼成炉、溶融炉	14	3			4	5			8	8		5	3		50
10	無機化学工業品、食料品製造用反応炉、直火炉(26項を除く)												1			1
11	乾燥炉(14項を除く)	56	27	4	18	50	61	5	15	204	44	9	342	18	12	865
12	製紙、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用電気炉	1									10					11
13	廃棄物焼却炉	31	12	8	6	14	14	1	9	26	12	9	15	12	6	175
14	銅、鉛又は亜鉛の製錬用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉															
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設															
16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設															
17	塩化第2鉄製造用溶融槽										1					1
18	活性炭製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)用反応炉															
19	化学製品製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設										16					16
20	アルミニウム製錬用電解炉															
21	燐、燐酸、燐酸肥料又は複合肥料製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉										1					1
22	弗酸製造用凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設															
23	トリポリリン酸ナトリウム製造用反応施設、乾燥炉、焼成炉															
24	鉛第2次精錬又は鉛の管、板、線製造用溶融炉										1					1
25	鉛蓄電池製造用溶融炉															
26	鉛系顔料製造用溶融炉、反射炉、反応炉、乾燥施設															
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設															
28	コークス炉										2					2
29	ガスタービン	236	18	1	22	6	19	3	2	4	26	8	18	26	1	390
30	ディーゼル機関	819	111	17	94	241	99	12	32	85	156	21	121	89	23	1,920
31	ガス機関	68	6		4	1	17			6	12		21	2	9	146
32	ガソリン機関															
	施設数合計	5,445	1,064	139	830	1,338	1,464	121	273	1,278	1,619	213	1,636	802	270	16,492
	工場・事業場数合計	2,260	554	78	405	581	742	67	164	590	595	124	706	388	158	7,402

(2)一般粉じん発生施設

令別表第2の項番号	施設名	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	コークス炉										2					2
2	堆積場	134	200	44	112	178	152	36	101	176	168	60	300	122	25	1,808
3	コンベア	163	117	28	141	132	128	11	42	33	503	55	130	100	18	1,601
4	破碎機、摩砕機	43	61	18	81	43	71	5	17	35	66	32	70	42	18	602
5	ふるい	31	20	8	39	14	28	2	10	23	46	14	16	14	4	269
	施設数合計	371	398	98	373	367	379	54	170	267	785	161	516	278	65	4,282
	届出事業場・工場数	103	65	33	59	102	98	16	55	167	103	43	203	66	16	1,129

(3)特定粉じん排出等作業

規則別表第7項番号	作業の種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	解体作業	134	12	3	2	13	15		4	9	16		3	7	1	219
2	建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する作業	3		1	1	1				1	7		1			15
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業															
4	改造・補修作業	135	14	1	8	21	48	2	3	26	26	5	9	7	1	306
	合計	272	26	5	11	35	63	2	7	36	49	5	13	14	2	540

※合計は1,2,3,4に係る合計数のうち、重複を除いた作業件数を計上する。

1-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき届出されている大気基準適用施設

(令和2年3月31日現在)

令別表第1の項番号	施設種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	焼結炉製造用焼結炉										1					1
2	製鋼用電気炉										2					2
3	亜鉛回収施設															
4	アルミニウム合金製造施設										16					16
5	廃棄物焼却炉	21	8	8	12	18	18	2	11	31	22	13	27	17	8	216
	施設数合計	21	8	8	12	18	18	2	11	31	41	13	27	17	8	235
	工場・事業場数合計	12	7	4	10	16	14	2	12	21	24	10	22	12	6	172

1-3 大気汚染防止法に基づき届出されている水銀排出施設

(令和2年3月31日現在)

施行規則 別表第 三の三 の項番号	施設種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
		1	小型石炭混焼ボイラー		3				2				2			
内訳	小型石炭混焼ボイラー(石炭火力発電所)						2									2
	小型石炭混焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー)		3								2					5
2	石炭燃焼ボイラー	1														1
内訳	石炭専焼ボイラー(石炭火力発電所)															0
	石炭専焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー)	1														1
	大型石炭混焼ボイラー(石炭火力発電所)															0
	大型石炭混焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー)															0
3	一次施設(銅又は工業金)															0
内訳	一次施設 銅															0
	一次施設 工業金															0
4	一次施設(鉛又は亜鉛)															0
内訳	一次施設 鉛															0
	一次施設 亜鉛															0
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛)										1					1
内訳	二次施設 銅															0
	二次施設 鉛										1					1
	二次施設 亜鉛															0
6	二次施設(工業金)															0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉										1					1
8	廃棄物焼却炉	29	13	3	6	8	12	1	6	10	13	9	15	11	6	142
内訳	廃棄物焼却炉(一般廃棄物)	15	10	3	3	5	8		3	7	8	9	8		4	83
	廃棄物焼却炉(産業廃棄物)	6	3		1	3	2	1	2	3	5		6	11	1	44
	廃棄物焼却炉(下水汚泥)	8			2		2		1				1		1	15
9	水銀回収施設									5						5
施設数合計		30	16	3	6	8	14	1	6	15	17	9	15	11	6	157
工場・事業場数計		15	10	3	6	6	11	1	6	9	10	6	11	8	4	106

北 海 道 の 大 気 環 境  
(平成31年度(2019年度)測定結果 第57報)

令和3年(2021年)7月発行

発行：北海道

編集：環境生活部環境局循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111 内線24-265(大気環境係)

